

第三期特定健康診査等実施計画

(2018 年度～2023 年度)

滝上町国民健康保険

平成 30 年 3 月

目次

1	はじめに	1
2	第二期特定健康診査等実施計画の評価	3
3	第三期特定健康診査等実施計画	5
(1)	計画の期間	5
(2)	特定健康診査等の実施目標	5
(3)	特定健康診査等の対象者数	5
(4)	特定健康診査等の実施方法	6
(5)	個人情報の保護	10
(6)	特定健康診査等実施計画の公表及び周知	10
(7)	特定健康診査等実施計画の評価及び見直し	10
(8)	その他	11

1 はじめに

(1) 背景及び現状

2015年度において、国民医療費の総額は42.3兆円にのぼり、そのうちの約6割（25.1兆円）が65歳以上の医療費となっています。65歳以上の医療費の中でも半分以上は75歳以上が占めており（15.1兆円）、後期高齢者の医療費が増大していることから、健康寿命の延伸が課題となっています。

国全体の受療の実態を見ると、高齢期に向けて生活習慣病の外来受療率が徐々に増加し、75歳頃を境にして生活習慣病を中心とした入院受療率が上昇しています。これを個人の病態に置き換えると、不適切な食生活や運動不足等の不健康な生活習慣がやがて糖尿病、高血圧症、脂質異常症、肥満症等の発症を招き、外来通院及び投薬が始まり、生活習慣の改善がないまま、虚血性心疾患や脳血管疾患等の発症に至るといった経過を辿ることになります。

糖尿病等の生活習慣病の発症には、内臓脂肪の蓄積（内臓脂肪型肥満）が関与しており、肥満に加え、高血糖、高血圧等の状態が重複した場合には、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなるということがわかっています。このため、生活習慣病の発症予防のためには、メタボリックシンドロームの概念を踏まえ、適度な運動やバランスのとれた食事など、糖尿病等の発症リスクの低減を図ることが重要視され、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする方を的確に抽出するために行う「特定健康診査」が、2008年度から高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき開始されました。

(2) 医療保険者の責務

生活習慣病予防の全国的な取組を進めるため、国は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成24年厚生労働省告示第430号）を定め、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底を掲げていることに加え、経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定）では、国民健康保険における保険者努力支援制度を創設し、特定健康診査受診率や特定保健指導実施率が高い医療保険者に特別調整交付金を配分することとしており、各医療保険者に、特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の向上に向けた取り組みを推進することを求めています。

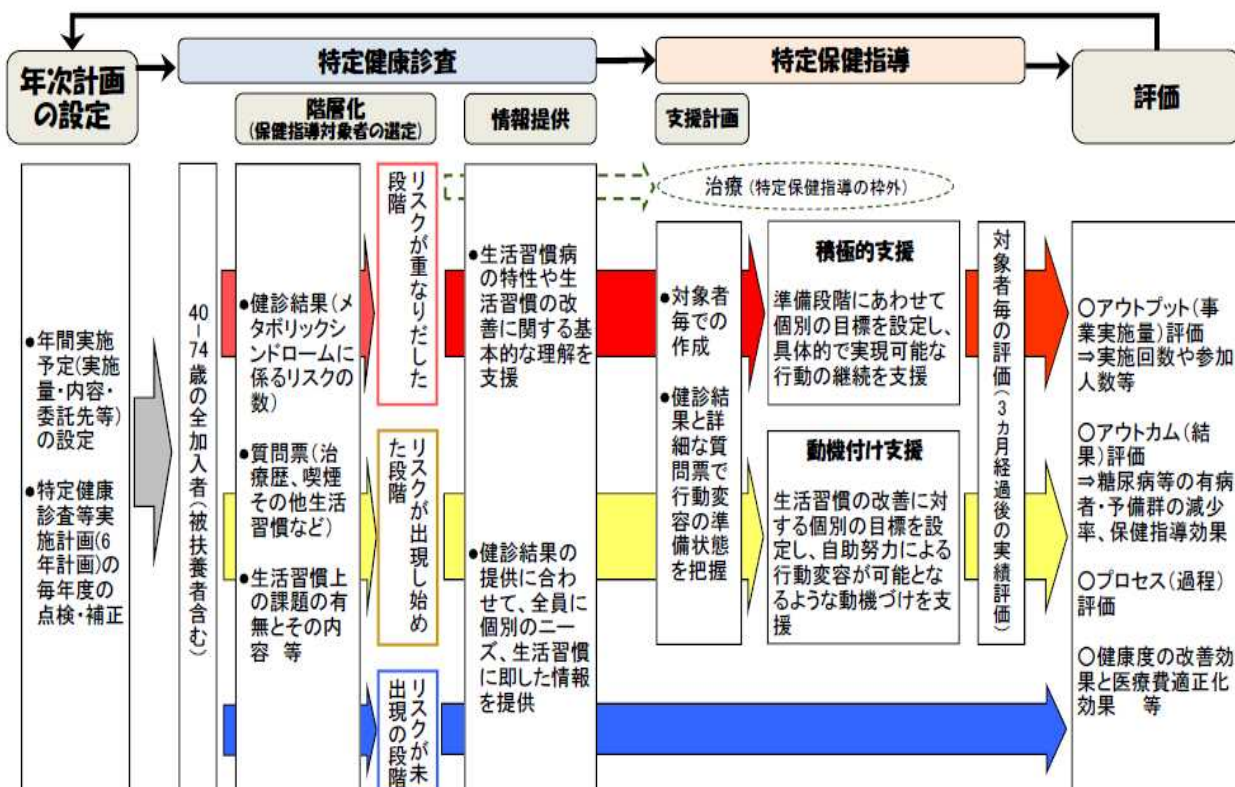
本町の国民健康保険被保険者の受療状況については、被保険者数が減少していることから、医療費総額は減少の傾向にあるものの、医療費の内訳は、国と同様に、高血圧、脳血管疾患、心疾患など循環器疾患のほか、糖尿病や脂質異常症、がんなど、生活習慣病に関するものが上位を占めています。また、平均寿命と健康寿命の差については、男性が14.8歳、女性が20.2歳であり、国全体の男性14.4歳、女性19.6歳と比較すると、医療や介護サービスを受けながら生活する期間が長くなっているのが現状です。

これらを踏まえ、生活習慣の改善を必要とする方を早期に発見し、保健指導を適切に実施することで、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、以下のとおり特定健康診査及び特定保健指導を行います。

(3) 特定健康診査及び特定保健指導の基本的な考え方

	かつての健診・保健指導	最新の科学的知識と、課題抽出のための分析	現在の健診・保健指導
健診・保健指導の関係	健診に付加した保健指導		内臓脂肪の蓄積に着目した生活習慣病予防のための保健指導を必要とする者を抽出する健診
特徴	プロセス(過程)重視の保健指導		結果を出す保健指導
目的	個別疾患の早期発見・早期治療		内臓脂肪の蓄積に着目した早期介入・行動変容 リスクの重複がある対象者に対し、医師、保健師、管理栄養士等が早期に介入し、生活習慣の改善につながる保健指導を行う
内容	健診結果の伝達、理想的な生活習慣に係る一般的な情報提供		自己選択と行動変容 対象者が代謝等の身体のメカニズムと生活習慣との関係を理解し、生活習慣の改善を自らが選択し、行動変容につなげる
保健指導の対象者	健診結果で「要指導」と指摘された者		健診受診者全員に対し情報提供、必要度に応じ、階層化された保健指導を提供 リスクに基づく優先順位をつけ、保健指導の必要性に応じて「動機付け支援」「積極的支援」を行う
方法	主に健診結果に基づく保健指導 画一的な保健指導		健診結果の経年変化及び将来予測を踏まえた保健指導 データ分析等を通じて集団としての健康課題を設定し、目標に沿った保健指導を計画的に実施 個人の健診結果を読み解くと共に、ライフスタイルを考慮した保健指導
評価	アウトプット(事業実施量)評価を重視	行動変容を促す手法	アウトプット評価に加え、ストラクチャー評価、プロセス評価、アウトカム評価を含めた総合的な評価
実施主体	市町村		保険者

(4) 医療保険者における特定健康診査及び特定保健指導の実施の流れ



2 第二期特定健康診査等実施計画の評価

2018年度から2023年度までの第三期特定健康診査等実施計画（以下「第三期計画」という。）の策定にあたり、2013年度から2016年度までの第二期特定健康診査等実施計画（以下「第二期計画」という。）における各目標の達成状況について、以下のとおり評価しました。

(1) 特定健康診査受診率

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
市町村国保目標値	60%			
北海道	24.7%	26.1%	27.1%	27.6%
滝上町	33.9%	27.5%	24.7%	44.2%

本町の特定健康診査の受診率については、北海道全体と比較すると高いものの、目標値には達していないのが現状です。2016年度において、全道179市町村中53位に位置しており、さらなる受診率の向上に向けて、取組を進める必要があります。

また、本町においては、特定健康診査対象者のうち、65歳以上が占める割合が6割を超える状況にあり、医療機関で定期的に血液検査等を受けている方も多いことから、特定健康診査未受診者が多く、受診率が低迷しています。

制度上、特定健康診査に該当する検査結果を受領することで、特定健康診査を受診したとみなすことができることから、特定健康診査未受診者から医療機関での検査結果を受領し、特定健康診査受診率の向上に努めています。検査結果の受領により、上積みされる受診率は、毎年20%程度と全体の約半分を占めています。

今後も、特定健康診査未受診者への受診勧奨を積極的に行うと共に、生活習慣病等により定期的に通院している被保険者については、検査結果の提出に協力を求めることとします。

(2) 特定保健指導実施率（終了率）

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
市町村国保目標値	60%			
北海道	28.6%	29.1%	30.9%	33.6%
滝上町	52.2%	66.7%	38.5%	50.0%

(3) 特定保健指導以外の保健指導（実施者数／該当者数）

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
滝上町	14／49名	14／56名	17／48名	20／68名

(4) 保健指導による特定保健指導対象者の減少率（北海道の経過については資料なし）

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
滝上町	0%	23.5%	20%	0%

本町の特定保健指導実施率は、北海道全体と比較すると高いものの、各年度における実施率のばらつきが大きくなっています。

特定保健指導については、対象者が指導を希望しない、保健指導中に服薬治療を開始した場合は対象から除外される等、対象者の意向や取組状況により実施率が左右されることから、今後も実施率に変動が見込まれるものの、初回面接を健診会場で行うことや、家庭訪問や職場訪問等アウトリーチ型の保健指導を行う等、対象者の利便性に配慮することで、特定保健指導実施率の向上に取り組みます。

また、本町では医療機関における検査結果の受領件数が多いなか、生活習慣病を治療している方の特定保健指導の該当者数が年々増加している現状にあります。特定保健指導対象者の減少のためには、治療中の生活習慣病の症状コントロールを良好とすることが重要であり、そのためには医療機関との連携が不可欠となることから、これまでも本町独自の取り組みとして、医療機関における検査結果を提出した方への保健指導を実施していますが、さらなる医療機関との連携により、症状コントロールに重点を置いた特定保健指導の取り組みを進めます。

以上、第二期計画における目標の達成状況を踏まえ、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底に向け、第三期計画を策定します。

3 第三期特定健康診査等実施計画

(1) 計画の期間

本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、6 年を一期とし、2018 年度から 2023 年度までを計画期間として策定します。

(2) 特定健康診査等の実施目標

① 特定健康診査受診率

特定健康診査受診率を 2023 年度までに 60%とすることから、以下のように目標値を設定します。

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
特定健康診査実施率	45%	50%	55%	60%	60%	60%

② 特定保健指導実施率

特定保健指導実施率を 2023 年度までに 60%とすることから、以下のように目標値を設定します。

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
特定保健指導実施率	50%	55%	60%	60%	60%	60%

③ メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少率

特定保健指導に該当する方の割合を、2008 年度と対比して 2023 年度までに 25%減少させることから、以下のように目標値を設定します。

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
メタボリックシンドローム 該当者及び予備軍の 減少率	5%	10%	15%	20%	25%	25%

※第二期計画においては、内科系 8 学会の基準によるメタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少率としていたところですが、第三期計画においては、特定保健指導対象者の減少率を用いて評価します。

(3) 特定健康診査等の対象者数

① 特定健康診査

特定健康診査の対象者は、特定健康診査の実施年度中に 40～74 歳となる被保険者で、かつ当該実施年度の一年間を通じて医療保険に加入している方とされています。

2017 年度における滝上町国民健康保険被保険者の年齢構成を参考に、2018 年度から 2023 年度までの 40～74 歳の被保険者数を算出し、2017 年度における保険異動者数（平均 50 名）を差し引いて、以下のように特定健康診査の対象者を推計しました。

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
40～64 歳	170 名	150 名	140 名	130 名	130 名	125 名
65～74 歳	300 名	310 名	290 名	290 名	265 名	245 名
計	490 名	460 名	430 名	420 名	395 名	370 名

② 特定保健指導

特定保健指導の対象者は、特定健康診査の結果、腹囲のほか、血糖、血圧、血中脂質が所定の値を上回る方のうち、糖尿病、高血圧症、または脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している方を除くとされていることから、2016年度の特定保健指導該当者率を参考に以下の式にて推計しました。

各年度の特定健康診査対象者数×目標健診実施率×2016年度保健指導対象者該当率(0.11)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
40～64歳	9名	9名	9名	9名	9名	9名
65～74歳	15名	18名	18名	20名	18名	17名
計	24名	27名	27名	29名	27名	26名

③ 特定保健指導以外の保健指導

特定保健指導対象者に該当した方のうち、服薬治療中の方については、特定保健指導対象者から除外されるものの、本町においては服薬治療による除外者数が多い状況にあります。生活習慣病に係る医療費の適正化に向けた取り組みとしては、服薬治療中の方に対する特定保健指導以外の保健指導も重点を置いて取り組む必要があることから、第二期計画においても、服薬治療中にある方への保健指導を実施してきたところです。

今後も毎年60名程度の被保険者が特定保健指導以外の保健指導の対象となることが推計されることから、第三期計画においても継続して保健指導に取り組めます。

(4) 特定健康診査等の実施方法

① 実施方式

ア 特定健康診査

集団方式及び個別方式にて実施します。

イ 特定保健指導

積極的支援及び動機づけ支援ともに、直営（保健福祉課健康推進係）にて、以下のとおり実施します。

特定保健指導は、対象者の自宅または町内施設を活用し、個別指導もしくは集団指導を行います。対象者の利便性に配慮し、家庭訪問による個別指導を基本とします。

(7) 積極的支援（健診結果及び問診から、生活習慣の改善が必要と判断された方のうち、継続的な支援が必要な方）

a 面接による支援：初回面接後、原則3ヶ月の間に必要回数分の保健指導を行います。

b 実績評価：3ヶ月間の保健指導終了後に、生活改善状況を確認するための面接を行います。

(8) 動機づけ支援（健診結果及び問診から、生活習慣の改善が必要と判断された方）

a 面接による支援：原則1回の保健指導を行います。

b 実績評価：保健指導終了後、3ヶ月が経過した後に、生活改善状況を確認するための面接を行います。

② 特定健康診査に係る業務委託

ア 集団健診

- (7) J A北海道厚生連遠軽厚生病院
- (4) 公益財団法人パブリックヘルスリサーチセンター北海道支部札幌商工診療所

イ 個別健診

- (7) 滝上町国民健康保険病院

③ 実施時期及び場所

ア 集団健診

- (7) J A北海道厚生連遠軽厚生病院

a 実施時期：4月中旬

b 実施場所：J Aオホーツクはまなす農業協同組合滝上支所

滝上町国民健康保険被保険者のうち、農業者における特定健康診査受診率が低いことから、農業者における受診率向上のための取組として、J Aオホーツクはまなす農業協同組合滝上支所の組合員健診（巡回ドック）と同時開催します。

- (4) 公益財団法人パブリックヘルスリサーチセンター北海道支部札幌商工診療所

a 実施時期：5月下旬～6月上旬

b 実施場所：スポーツセンター、基幹集落センター

受診者の利便性を考慮し、スポーツセンター及び基幹集落センターの2か所にて実施します。

イ 個別健診

- (7) 滝上町国民健康保険病院

a 実施時期：10月～3月

b 実施会場：上記医療機関

集団健診終了後、特定健康診査未受診者に対し、個別健診の実施を周知します。

内科休診日を除き、一日につき5名程度を対象に特定健康診査を行います。

ウ 特定健康診査項目に相当する検査結果の受領

個別健診の対象となる特定健康診査未受診者へ検査結果の提出を依頼し、紙媒体にて受領します。

個別健診の実施案内に併せて検査結果の提供依頼を行うため、多くの場合は、9月以降に提出されることが見込まれますが、年間を通じて検査結果を受領します。

滝上町国民健康保険病院に通院している方については、対象者の利便性に配慮し、対象者が医療保険者への検査結果の提供に係る同意書を滝上町国民健康保険病院に提出することで、本町が滝上町国民健康保険病院から直接、検査結果を受領します。

エ 特定保健指導及び特定保健指導以外の保健指導

特定保健指導及び特定保健指導以外の保健指導は、年間を通じて実施します。

特定保健指導については、集団健診、個別健診の結果返却後1ヶ月以内に初回訪問し、継続指導の意向確認をした後、3ヶ月以内に必要回数の保健指導を実施します。

特定保健指導以外の保健指導については、データ受領後随時行うこととし、指導期間等は特定保健指導に準じます。

④ 実施項目

ア 特定健康診査

特定健康診査は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく基本検査項目（問診、計測（身長、体重、肥満度・標準体重、腹囲）、理学的所見（身体診察）、血圧、中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロールもしくはNon-HDL コレステロール、AST(GOT)、ALT (GPT)、 γ -GTP、空腹時血糖、尿糖、尿蛋白)のほか、本町の健康課題を考慮し、HbA1c、血清クレアチニン、尿酸、心電図、ヘマトクリット、血色素、赤血球数、眼底検査を追加して実施します。

イ 特定保健指導

家庭訪問による個別指導を基本としますが、必要に応じ、集団指導を組み合わせて実施します。

(7) 保健師による保健指導

(4) 管理栄養士による食事指導

(6) 健康運動指導士による運動指導（ICT遠隔保健指導システムの併用）

※一般社団法人地域ウェルネスネットへ事業実施を依頼します。

※ICT遠隔保健指導システムとは、インターネット回線を介して遠隔地間において保健指導や運動指導が受けられる体制、環境のことをいいます。ICT遠隔保健指導システムはスポーツセンタートレーニングルームに設置しており、札幌にいる健康運動指導士からインターネット回線を通じて運動指導を受けることができるほか、スポーツセンター利用者は、自由に使用することができます。

⑤ 周知及び案内方法

ア 特定健康診査

(7) 集団健診

a JA北海道厚生連遠軽厚生病院

JAオホーツクはまなす農業協同組合滝上支所から組合員へ周知します。

周知方法は年度ごとにJAオホーツクはまなす農業協同組合滝上支所と検討し、決定します。

b 公益財団法人パブリックヘルスリサーチセンター北海道支部札幌商工診療所

広報たきのうえ、町内回覧、個別通知、ホームページにて周知します。

(i) 個別健診

個別通知、ホームページにて周知します。

イ 特定保健指導

特定健康診査の結果返却に、特定保健指導利用勧奨文を同封して周知します。

⑥ 受診券・利用券

年度当初に特定健康診査等データ管理システムを利用し、受診券情報を作成します。作成した受診券情報により本町の端末にて受診券を印刷し、集団健診に申込があった対象者へ健診問診票の送付の際に同封し郵送します。

集団健診未受診者分の受診券については、個別健診実施案内に併せて発行し、対象者へ送付します。

受診券の形態はA4 サイズ 1 枚両面印刷とし、受診券整理番号、受診者名、性別、生年月日、有効期限、健診内容、窓口での自己負担額、委託機関名、保険者所在地、保険者電話番号、保険者番号、名称、注意事項等を記載して交付します。

特定保健指導の利用券については、動機づけ支援及び積極的支援に該当した方全員に対し、本町設置の特定健康診査等データ管理システム端末にて発行します。特定保健指導対象者への送付については特定健康診査の結果返却に同封します。

⑦ 特定保健指導対象者の重点化

メタボリックシンドローム該当者及び予備軍を効果的に減少させることを目的に、本町の医療費及び特定健康診査の結果から優先順位を以下のように設定します。特定保健指導対象者が多数となった場合、この重点化項目に基づき対象者を整理し、保健指導を実施するものです。

ア 血圧及び血糖、eGFR、尿蛋白の重複有所見者

(北海道糖尿病性腎症重症化予防プログラムの対象に該当する方)

イ 血圧及び血糖の健診有所見率が上昇する傾向にある 40～50 代

ウ 前年度と比較して検査データが悪化している方

エ 問診時、保健指導を受ける意思があった方

オ 問診にて行動変容ステージが関心期にある方

⑧ 年間スケジュール

- 4月1日 当年度特定健康診査対象者名簿作成
- 4月上旬 特定健康診査等データ管理システムにて受診券データ作成
集団健診に係る実施案内
- 5月上旬 受診券印刷
集団健診受診申込者へ送付
- 5月下旬～
- 6月上旬 集団健診実施
- 6月下旬 委託健診機関より健診結果受領
特定健康診査等データ管理システムにて特定保健指導利用券発行
- 7月上旬 特定健康診査受診者へ結果送付
(特定保健指導対象者には特定保健指導の案内文書及び利用券同封)
- 8月中旬 特定保健指導開始(特定健康診査の受診時期により変動あり)
- 10月上旬 前年度実績報告作成
予算組に向けた次年度の実施計画立案
- 11月上旬 前年度実績報告
- 11月中旬 特定保健指導評価(特定保健指導の開始時期により変動あり)
- 12月上旬 次年度予算編成
- 3月31日 当年度特定健康診査対象者確定

(5) 個人情報の保護

特定健康診査及び特定保健指導の結果については、特定健康診査等データ管理システムにて5年間保存し、管理は北海道国民健康保険団体連合会に委託します。
紙媒体の健診結果等は本町にて保存し、施錠可能な役場書庫に5年間保存します。

(6) 第三期計画の公表及び周知

第三期計画は、滝上町のホームページに掲載し公表します。また、特定健康診査の実施目的及び趣旨の普及啓発について、下記の機会を活用し、効果的な周知を図ります。

- ① 被保険者証の交付や医療費通知等の各種通知
- ② 健康まつり
- ③ 未受診者受診勧奨に係る家庭訪問
- ④ 各地区健康相談

(7) 特定健康診査等実施計画の評価・見直し

第三期計画は2023年度までの6年間を実施期間として定めていますが、3(1)において定めた目標値の達成状況の評価及び(2)において定めた特定健康診査及び特定保健指導対象者数については、中間評価の時期を2020年度とし、適宜修正します。

また、修正した第三期計画は、遅滞なく滝上町のホームページに掲載し、公表します。

(8) その他

① 社会保険加入者との委託契約

社会保険加入者の特定健康診査の受け入れについては、健診受託機関と社会保険者の集合契約に基づく特定健康診査を条件とし、町と社会保険者との委託契約は締結しません。そのため、社会保険加入者の特定健康診査の受け入れについては、今後変更となる可能性があります。年度ごとに検討します。

② その他の健診との連携

特定健康診査の実施に併せ、受診者の利便性に配慮し、本町におけるがん検診、骨粗鬆症検診、肝炎検診を同時実施します。